

第7節 児童手当・特例給付

児童の健全な育成と資質の向上に資するための児童手当法に基づき、該当者の認定及び手当の支給を行った。

昭和62年度における支給状況は、次のとおりである。

教職員の家庭生活の安定に寄与するとともに、次代を担う

(1) 児童手当

所 属	前年度末 受給者数	新規認定 件 数	消 滅 件 数	本年度末 受給者数	児童手当の額別受給者数								支 払 金 額
					円 2,500	円 5,000	円 7,500	円 10,000	円 12,500	円 15,000	円 20,000	計	
市 町 村 立 校	40	22	25	37	29	4	2	1	0	1	0	37	1,590,000
県立学校	34	14	20	28	15	9	2	1	0	0	1	28	1,537,500
本庁・教育 機 関	2	2	1	3	3	0	0	0	0	0	0	3	90,000
計	76	38	46	68	47	13	4	2	0	1	1	68	3,217,500

(2) 特例給付

所 属	前年度末 受給者数	新規認定 件 数	消 滅 件 数	本年度末 受給者数	特例給付の額別受給者数								支 払 金 額
					円 2,500	円 5,000	円 7,500	円 10,000	円 12,500	円 15,000	円 20,000	計	
市 町 村 立 校	582	312	91	803	532	180	76	14	1	0	0	803	31,030,000
県立学校	499	178	63	614	316	232	47	18	1	0	0	614	27,917,500
本庁・教育 機 関	37	23	15	45	27	14	4	0	0	0	0	45	1,852,500
計	1,118	513	169	1,462	875	426	127	32	2	0	0	1,462	60,800,000

第8節 財産形成貯蓄制度

昭和62年3月より控除預入を開始した財産形成貯蓄は、2年度を迎えたが、税制改正の関連から現在教職員について実施中の「一般財形」については、昭和63年4月1日より、その利子等について、20%の分離課税となることから、非課税措置が継続される「年金貯蓄」及び同じく非課税とされ昭和63年4月1日より新たに設けられる「住宅貯蓄」について経過措置に基づく、引き継ぎ契約の募集を昭和63年3月に実施した。

なお、昭和62年度における契約状況は次のとおりである。

財産形成貯蓄契約状況

◎ 貯蓄種類別契約件数

(昭和62年12月現在)

	期日指定 定期預金	金銭信託 貸付信託	公社債投資 信 託	積立保険
一般貯蓄	14,626	949	657	2,050

契約総件数 18,282件

契約者数 13,339人